

## 既存公営住宅での住まい再建支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨のため住居が被災したことにより、住宅を失い、応急的な住まいでの居住を余儀なくされた者が、再建先として県内の既存公営住宅に入居する場合に、風呂設備の導入にかかる経費を補助するものとし、その交付については、石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。これにより、被災世帯の負担軽減を図り、円滑な再建を支援する。

### (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は石川県とする。

### (用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存公営住宅 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第二号に規定する公営住宅のうち、県内に所在し、災害復興を目的に整備された災害公営住宅（復興公営住宅）及び木造仮設住宅から転用された公的賃貸住宅は除くものをいう。
- (2) 災害公営住宅（復興公営住宅） 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第二号に規定する公営住宅であって、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。）第22条第1項の規定を受けて建設又は買取をした公営住宅をいう。
- (3) 加算支援金 次のいずれかに該当する支援金をいう。
  - ア 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第3条第1項の規定による被災者生活再建支援金（同条第2項各号（同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第5項各号（同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。）に定める額に係る部分に限る。）
  - イ 石川県被災者生活再建支援補助金交付要綱第3条第2項に規定する支援金（第4条別表（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）のうち住宅再建方法に定める額に係る部分に限る。）
- (4) 風呂設備 入浴環境の確保に必要な浴槽、風呂釜、給湯器その他これらに類する設備をいう。

### (補助金の交付対象者)

第4条 この補助金を受けることができる者は、次の(1)又は(2)の要件を満たし、かつ(3)の要件を満たす者であって、再建先として既存公営住宅に入居し、風呂設備を設置した者とする。

#### (1) 次のいずれかに該当する者

- ア 県内市町長が発行する罹災証明書で全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の判定を受けた住宅を解体し、住宅に困窮している者

- イ 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに掲げる世帯として認定されている者（ただし、当該認定が解除された者を除く）
- (2) その他、知事が認める者
- (3) 加算支援金等の住宅再建に関する支援制度を利用していない世帯に属する者

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助金の額は風呂設備の設置に要した経費（設備本体の購入費及び設置工事費等であり、既存設備の修繕、改修、及び撤去に関する工事は含まない）とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、50万円を上限とする。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、風呂設備の設置完了後、別記様式第1号に、次条に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付申請は、第4条に規定する者が属する世帯につき1回限り行うことができる。ただし、罹災証明を受けた複数の世帯が、同一の住宅に入居する場合は、一つの世帯とみなす。

（交付申請書の添付書類）

第7条 申請者は、申請書に次の書類を添付しなければならない。

- (1) 市町長が発行する罹災証明書の写し
- (2) 既存公営住宅に入居する世帯全員が記載された住民票
- (3) 罹災証明書に記載されている住家の解体証明書の写し
- (4) 既存公営住宅の入居決定が確認できる書類（決定通知書や許可書など）の写し
- (5) 風呂設備の設置に要した経費の領収書及び明細が分かる書類（請求書、見積書、注文請書など）
- (6) 前号の書類を提出できない場合、施工業者が当該風呂設備を設置し、かつ、その費用を受領したことを証明する書類（別記様式第3号）（業者の署名及び捺印があるものに限る。）
- (7) 風呂設備設置工事前後の写真

- 2 前項の規定に関わらず、知事は必要に応じ、書類の提出の免除、書類の追加を求めることができる。

（交付決定・額の確定）

第8条 規則第7条の規定による補助金の交付決定の通知及び規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付決定通知書兼額の確定通知書（別記様式第4号）により行うものとする。

- 2 補助金を交付することが不相当であると認めるときには、理由を付して不交付決定通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

（補助金の請求等）

第9条 規則第16条第2項の請求書は、別記様式第2号によるものとする。

- 2 申請者は、補助金の請求は前条の補助金交付決定通知書兼額の確定通知書を受領した後、速やかに行うものとし、その提出部数は1部とする。

#### (財産処分の制限)

第10条 本補助金により取得し、又は効用の増加した財産については、規則の定めるところにより、処分制限期間内において、当該財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、規則第6条第2項の規定による条件に基づき、補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合、並びに耐用年数(国税庁の定める減価償却資産の耐用年数表に基づく)を経過した場合は、この限りでない。

- 2 前項の承認を受けて当該財産を処分した場合において、知事が必要と認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を求めることがある。
- 3 前二項の規定は、次条に定める場合を妨げない。

#### (退去時の取扱い)

第11条 補助金の交付を受けた者は、既存公営住宅を退去するときは、自己の費用及び責任において、本補助金により設置した風呂設備を撤去するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、既存公営住宅の管理者が特別に残置を認めた場合については、補助対象者は当該風呂設備を残置することができる。
- 3 前項の場合において、当該残置については第10条の承認を受けたものとみなす。
- 4 残置の場合において、補助対象者は、当該風呂設備の所有権を放棄し、既存公営住宅の管理者に無償で譲渡するものとする。
- 5 残置の取扱いは、既存公営住宅の管理者があらかじめ定めるところによる。

#### (証拠書類の保管期間)

第12条 保管期間は5年とする。

#### (現地調査等)

第13条 知事は、補助金の給付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて申請者及びその関係者に対して報告を求め、又は現地調査を行うことができるものとする。

#### (補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和8年7月10日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に、補助対象者が再建先として入居した既存公営住宅において風呂設備を設置した場合であって、知事が適当と認めるときは、この要綱の規定を適用する。